

平成30年1月9日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年1月9日(火)
午後13時55分～14時35分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
議案第39号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他

出席委員 19名

1番 高田 法定	11番 荒木 貞道
2番 宇川 傳治	12番 日光 善治
3番 中島 一朗	13番 三輪 和雄
4番 古村 正夫	14番 大谷 文男
5番 山崎 和英	15番 西尾 信秋
7番 中村 重樹	16番 島倉 博
8番 和田 俊信	17番 水上 俊秀
9番 青島 由弘	18番 杉森 清弘
10番 高藤 孝一	19番 吉江 秀一
	20番 前田 真一郎

欠席委員 6番 田 悟 敏 子

平成30年1月9日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>2時前ではございますが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。まず、1月4日の小矢部市新年会でお会いした方もおられますが、改めまして、皆さん、明けましておめでとうございます。昨年も農業委員会の活動に対しまして、皆様のご理解とご協力を賜りまして本当にありがとうございました。本年はまだまだ農業情勢に大変厳しいものがありますが、皆様のお力をお借りしながら、小矢部市農業委員会として、小矢部市の農業が益々発展するように頑張っていきたいと思っておりますので、今年もよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会1月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は田悟委員さんです。ちょっと前後しますが、事務局の方から審議方法について説明がありますのでよろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>審議の方法について、お願いしたいことがございます。各委員さんから案件についてご説明いただいた後に、皆さんからのご質問等のお時間を取らせていただいておりますが、その時に議事録を調整してまいりますと、声だけではどなたがご発言されたか、ちょっと判別できないことがございますので、申し訳ないのですが、ご質問、ご意見等のある時には一度、挙手をしていただきまして、会長からご指名いただいた後にご発言をしていただくという形で進行をしていただきたいと思いますので、またご協力をお願いいたします。</p>
会長	<p>よろしくお願い致します。それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。12番の日光委員さん13番の三輪委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第37号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第38号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計4件</p> <p>○議案第39号 「農用地利用集積計画の制定について」</p>

	<p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局 次長補佐	<p>すみません。審議に入る前に、もう1点事務局より報告させていただきます。本日、事務局長の〇〇も本来出席の予定ですが、本日、平成30年度予算の総務部長ヒアリングが行われております。それがまだ続いている状況であります。そちらが終わり次第、総会に出席するというので駆けつけますので、どうぞご了承の方よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7番は面積が36㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、1ページから3ページをご覧ください。3ページ目、色はついていませんが、真ん中より右側の正方形に近い四角い所が申請地となっております。この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号7番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦勞様でございます。それでは報告させていただきます。申請者は〇〇さん、面積は36㎡です。駐車場敷地として転用をしたいということであります。本人さんにお話を伺ってきました。現在〇〇番地につきましては、畑を耕作されています。マルチをかけて畝もたっており、農地として利用されていました。今回、〇〇さんの息子さんをご結婚されるということで、同居されるということです。どうしても車を停めるスペースが無いということです。位置図の3ページをご覧ください。左側にタイヤと物置と2台入れるスペースがありますが、この前に車を2台停めると道路にはみ出してしまうそうです。今回申請のあった〇〇に36㎡の駐車場を設けたいというお話でした。周りは擁壁で囲みまして、ここに2台停められるカーポートを建てたいということでした。ご審議ください。よろしく申し上げます。</p>

会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第37号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第37号について「承認」といたします。続いて、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明します。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号28番は、面積が1,778㎡で、グラウンド及び駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、4ページから8ページをご覧ください。</p> <p>受付番号29番は、面積が11,209㎡で、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、9ページから15ページをご覧ください。</p> <p>受付番号30番は、面積が326㎡で、貸駐車場敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、16ページから18ページをご覧ください。</p> <p>受付番号31番は、面積が495㎡で、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、19ページから24ページをご覧ください。</p> <p>以上の申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	では、○番の○○地区、○○委員より、受付番号28番について、調査報告をお願いいたします。

<p>〇〇委員</p>	<p>では、受付番号28番についてご説明いたします。譲受人は、〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。こちらは〇〇の社長の所です。位置図は4から8ページで、赤い斜線の所になっています。こちら1枚だけが田んぼになっていて、周りは全て宅地化されています。この田んぼは去年まで耕作されていた形跡はあります。申請理由としましては、貸グランド駐車場として、〇〇のグランドが無いということ、それから駐車場、職員駐車場が不足しているということで、〇〇さんと賃貸契約を設定してやりたいということでした。田んぼはこちら1枚だけですので、用排水等については特に問題ないように思います。よろしくお願い致します。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、受付番号29番について、〇番の〇〇地区、〇〇委員より調査報告をお願いします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>ご苦労様です。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。面積は11,209㎡、転用目的は一時転用の砂利採取でございます。位置図の9ページをご覧ください。〇〇の〇〇さんとなっております、新幹線の東側、田んぼ3枚の間の所に本宅がございます。ご自宅の周りです。本人さんは時たまにこちらへ帰ってきておられます。砂利採取ということで、位置図の10から13ページにつきましては、その時にダンプが通る道筋ということです。道路の主要区間につきましては、道路の管理者の市長桜井森夫さんから許可をいただいております。あと、同意書につきましては、本人の〇〇さん、隣接の田んぼということで〇〇神社の所にある田んぼもすべて〇〇さんが耕作されておりますので、耕作者の同意、それから〇〇区長さんや生産組合長さんの同意もいただいております。あと、〇〇の方をずっと砂利を掘っていまして、この地図の右側の〇〇境の所にある、〇〇さんの3枚は27年の5月に砂利採取の申請をかけていますし、その下の方も27年の10月に中工建設で砂利採取をしております。その下、〇〇さんの所から〇〇さんの所、こちらも27年の10月に〇〇の方で砂利採取の申請を掛けて、今は完成しております。〇〇さんの所は確認取れませんでしたので、耕作者の〇〇さんに確認を取りました。できれば今かかっている3枚に隣接している〇〇さんの〇〇番地、ここも本来は掘りたいんですが、そうすると〇〇神社の同意書が必要になるので</p>

	<p>が、それがまだいただけていないそうです。そこが取れば変更申請をかけて、申請を上げるかもしれないということです。ただ神社の周りが全部玉垣になっているので、横を砂利を掘ったらどうかなるのかは分かりませんが、もし同意が得られれば申請されるかもしれません。ここの田んぼ4枚を2枚にしたいそうです。ここ3枚を掘るには問題は無いということです。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、受付番号30番について、○番の○○地区、○○委員より調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>続いて30番の報告をさせていただきます。譲受人は○○の○○さん、譲渡人は○○の○○さん。申請地は○○、外2筆で、田で326㎡です。位置図は16から18ページです。赤い斜線の所になります。ここは町の真ん中で、こんな所に田んぼがあるのかと思いながら、現地を確認に行ってみりました。もう地盛りがしてあって畑をしておられました。○○さんに聞いてみたところ、本人はずっと前にもう宅地になっていると思っていたのですが、調べた結果がまだ田のままだったということで申請をされました。譲受人の○○さんは○○の院長さんです。こちらを買って○○の駐車場にしたいと言われていました。周りは田んぼも無く、家ばかりで用排水については一切問題無いです。排水は道路の側溝に流すと聞いてきました。畑は現在○○さんがやっておられますが、迷惑をかけないようにするということでしたので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、受付番号31番について、○○地区担当の○○より、調査報告をいたします。</p>
○○委員	<p>それでは31番についてですが、譲渡人は○○さん、譲受人が○○さん、他1名です。土地は田で495㎡です。転用目的は一般住宅ということで、一戸建て住宅を建てたいということです。位置図は19ページをご覧ください。○○沿いの小さく三角になっている所が○○に</p>

	<p>なります。向かいに〇〇があります。〇〇さんは〇〇のご本人です。〇〇さんは息子さんです。外1名は奥様で、連名で上がっております。現在、〇〇さん夫婦は1歳のお子さんと3人でお隣の南砺市のアパートにお住まいです。今年またお中の中に赤ちゃんがいらっしゃるそうです。〇〇さんは郷土意識が強く〇〇に戻りたいということで、親の土地がどこか〇〇に無いかということで、唯一あったのがこの申請物件の所でした。それもこの田んぼは仲間田でして、当然隣接する田んぼの方の承諾を得ております。耕作者は〇〇の所です。田んぼをしておりましたが、そういうお話を聞いて、やむを得ないだろうと思っております。ただ、進入路側が潰れますので、鉄塔もありますので、それは施工業者と話しながら進めたいということです。住宅になりますので、住宅の雨水につきましては北東にあります用水に流すということです。それは小矢部土地改良区の方にも承諾を得ております。〇〇区長、隣接者の承諾も得ております。あと、生活排水につきましては、ここに下水が通っていますので、公共下水道に接続すると聞いております。水は井戸を掘るそうです。〇〇さんは〇〇さんの次男さんで、長男さんは〇〇の社長であります。兄弟一緒に〇〇で働いています。住宅を建てるということで、ちゃんとお金を返していけるかということで現行の融資の確認の書類もあります。確実にちゃんと家が建つということを聞いております。よろしくお願ひします。</p>
会長	ただいまの件について、何かご質問等はございませんでしょうか。
職務代理	この地図を見ていたら、分筆して少しだけ残されるということですか。
会長	ちょうど水口もあるので、用水側の方です。
職務代理	わかりました。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第38号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第38号については、「承認」といたします。続いて、議案第39号「農用地利用集積計画の制定に

	ついて」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第39号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、議案4ページの利用権設定集計にありますように</p> <p>「10年以上」の利用権設定が12件で、面積が80,196㎡であり、新規が0件、更新が12件です。</p> <p>「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」はありません。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第39号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは、「異議なし」として、議案第39号については「承認」といたします。
会長	すみません。さっき、〇〇からの報告の時の職務代理からのご質問の時に、説明不足だったので補足よろしいでしょうか。位置図の20ページの件ですが、ここは分筆されています。なぜ分筆したかという点、水口があるのと、進入路も大事ですが、元々進入路は一番上の角の方にあったのですが、〇〇という小さい所があります。これは送電線の鉄塔になります。本人いわく、送電線の下には住みたくないということで、それで外したと聞いております。すみません。よろしくお願ひします。
会長	これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項はありません。それでは、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	<p>報告事項説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 業務報告・予定 3) その他（配布物等について）

会長	ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	農業者の集い、あれについては何も言ってきていませんか。
事務局	農業者の集いと言いますと。
会長	意見交換会か、新春農業懇談会です。
事務局	そちらについては、委員会からご案内するものではなくて、また農政係の方からご案内は届くのではないかと思います。
会長	あれは農業委員会あてにはまったく来ていないんですね。
事務局	そうです。
会長	農業者協議会宛にだけ来ているんですね。昔、農業委員会の皆さんで行っておられた記憶があるのですが。
事務局次長	県レベルの会合になりますので。
会長	県レベルのものではなくて、農業者協議会が主催なのですが、みんなが農業者に呼びかけたり、農業委員会にも声をかけたりしてやるのではないかなと思うんですが、もちろん事務局は農業会議です。それで、私が農業委員会に入る前ですが、小矢部市農業委員会もバスで来られたことがあります。だから、どうなのかなと思って。
〇〇委員	農林課からは個人に書類が出てますよね。
事務局	そうですね。去年の活動記録の業務予定にも載ってないかと私も気になって確認したんですが、載せていなかったの、委員会としてご案内したことはここ数年ではないのではないかなと思います。また農林課の方から市内の農業者さんにご案内をお送りしていると思うので、またそちらの方をご確認いただけたらと思います。

事務局次長	今、確認をして支障の無いようにしていきたいと思います。
会長	新春の集いと言っても、研修会も兼ねておりますので農業関係ということで、農業委員会の方々もご出席いただけるものなら、来ていただける方が良いと思います。今のお話では委員会としてはまとめては行かないんですが、農林課の方へご連絡いただければまた対応していただけますよね。ひとつよろしくお願いします。
会長	今までの報告事項につきまして、何かご質問等はございませんか。
〇〇委員	相続の中に〇〇の〇〇の中に、耕作されておらず今後も現状の状況ということは、これは耕作放棄地ということですよ。何か言ってみられましたか。
事務局	これについては、提出に行政書士の方が持ってこられたのですが、この〇〇の農地ですが、今回取得されたのは〇〇の〇〇さんで、権利を譲り渡す者の〇〇さんは亡くなられた方なんです。その前に〇〇番の〇〇さんの所有の農地でした。それが昭和45年に〇〇さんが相続されて、今回平成22年に〇〇さんがまた相続されたということで、その間ずっと耕作されていなかったと聞いております。
会長	手続きは手続きだと思うのですが、そこでわかりますよね。わかった時点で何も言わないのかという。どんなものなんでしょう。改善とか、それは農業委員の方から言わないとダメなのですか。
事務局	それもそうですけれども、もう非農地の状態なら非農地通知制度というのがありますということは、その行政書士さんにはお伝えしてあります。またご本人がどうされるか。
会長	わかりました。まだ他にございませんか。 以上で無いようですので、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を職務代理よりお願いします。
職務代理	本日は年初めの総会ということで、皆さん、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。今の所、そんなひどい影響も無く協議するほどの議題もございませんでした。私の所によく砂利採取の申

	<p>請が出まして、〇〇委員さんからも出ましたが、今後農業委員として道路関係とか掃除とか、各地申請が出てもお互い確認しあって、道路を使用される方に迷惑がかからないようにしてお互い協力しあいたいと思います。各種団体、土改や農協、青年部、婦人部それから、学識経験者の方々にいろいろ質問をしたりして、お互い協議しあって、上手くこの会が進むように今後ともまた一つ宜しくお願いします。本日は大変ご苦勞様でございました。</p>
	<p>— 1 月総会終了—</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

平成 30 年 1 月 9 日

会長 高 田 法 定

議事録署名委員 1 2 番 日 光 善 治

1 3 番 三 輪 和 雄